

農業に使用する軽油引取税の免税



農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油引取税が免税になります。(1リットル当たり32.1円)

<対象となる農業用の軽油>

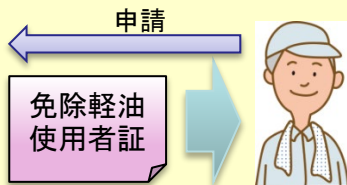
農業を営む者(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)のすべての委託を受けて農作業を行う者を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

本措置は令和6年4月1日から3年間延長されています。
農業で軽油をたくさん使用される場合、「免税軽油使用者証」を申請の上、本措置をご活用下さい。

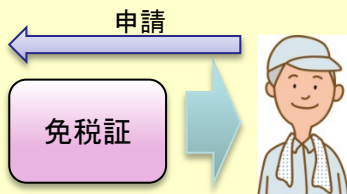


<免税手続き>

県税事務所等



①あらかじめ都道府県知事から「免税軽油使用者証」の交付を受けます(「免税軽油使用者証」は3年以内の有効期限が定められています)。



②免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を都道府県知事に提出し「免税証」の交付を受けます。



③石油販売事業者に「免税証」を提示し、免税軽油を購入します。(店頭で課税額分安くなります)



④「免税軽油使用者証」の交付を受けた者は、各都道府県において定める期日までに購入した数量等を報告します。

税率は32.1円/ℓとなっています。

例えば1000ℓを使用する場合は32,100円の効果となります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、管轄の都道府県税事務所にお尋ね下さい。

お問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室

【代表】03-3502-8111(内線4766)

【直通】03-6744-2107